

深谷市「週休2日制モデル工事」試行要領

(令和7年3月10日市長決裁)

(令和8年3月19日部長専決)

(趣旨)

第1条 この要領は、本市発注の建設工事（営繕工事を除く。）において、「週休2日制モデル工事（以下「モデル工事」という。）」を試行するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 週休2日（現場閉所型）

①完全週休2日（土日）

対象期間において、全ての週の土日で現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

②月単位の週休2日

対象期間において、全ての月で4週8休（現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日））以上を達成したと認められる状態をいう。

ただし、暦上の土曜日及び日曜日の閉所では28.5%に満たない月はその月の土曜日及び日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

また、工事着手月及び完成月においては、その月の対象期間内の土日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

③通期の週休2日

対象期間において、4週8休（現場閉所率が、28.5%（8日/28日））以上を達成したと認められる状態をいう。

(2) 現場閉所 対象期間中に現場事務所での事務作業も含め、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所については、現場閉所日数に含めるものとし、速やかに、振替作業日の予定も含め、監督員に報告するものとする。

また、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上、必要となる作業のみを行う場合も現場閉所日数に含めるものとする。

(3) 現場閉所日 対象期間中に現場閉所を行う日は、原則として土曜日及び日曜日とする。ただし、現場の特性等により別の曜日を選定することや祝日を充てることもできる。

なお、現場閉所日は現場代理人、監理技術者等の休日と連動するものとする。

(4) 現場閉所率 現場閉所日の日数を、対象期間の日数で除することにより算定したものをいう。

(5) 対象期間 契約工期のうち、現場着手日から現場完成日までの期間をいう。

なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事全体を一時中止している期間及び発注者があらかじめ対象外とする期間は対象期間に含まないものとする。

また、工事契約後、完全週休2日(土日)の取り組みにあたって、受注者責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を設定する

(6) 現場着手日 現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入または仮設工事等を開始する日をいう。

(7) 現場完成日 現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業がすべて完了する日をいう。

(対象工事)

第3条 モデル工事の対象は、原則全ての工事を対象とするものとする。

ただし、以下に掲げる工事は、モデル工事の対象としないことも可能とする。

(1) 竣工時期や現場条件(出水期、交通規制等)に制約が大きい工事

(2) 緊急を要する工事(緊急随契で実施する災害復旧工事、応急工事等)

(3) 前各号以外の理由により週休2日の取得が困難な工事

(発注方式)

第4条 モデル工事の発注は、現場閉所型とする。なお、入札公告及び特記仕様書にその旨を明示するものとする。

(工期の設定)

第5条 発注者は、契約工期の設定では、通常算入する準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日及び後片付け期間に加え、週休2日の実施に係る受発注者の事務処理期間として、14日を上乗せするものとする。

2 契約工期の変更理由が、次に掲げる受注者の責によらない場合は、発注者と受注者が協議の上、適切に工期の変更契約を行うものとする。

(1) 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合

(2) 著しい悪天候により、作業不稼働日が多く発生した場合

(3) 工事中止や工事一部中止により、全体工程に影響が生じた場合

(4) 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合

(5) その他特別な事情により、全体工程に影響が生じた場合

(経費の補正)

第6条 当初の設計金額に対し、完全週休2日(土日)を達成した場合の補正係数を各経費に乗じた補正を行うものとする。

なお、現場閉所率の達成状況を確認し、完全週休2日(土日)に満たない場合は、請負代金額の補正係数を月単位の週休2日に変更するものとし、月単位の週休2日に満たない場合は、補正係数を除した変更契約を行うものとする。

天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制(※1)を適用し休日を振り替えた場合には、振替後の日を予定どおり現場閉所した場合に振替前の日を現場閉所したものとみなす。

※1 1年単位の変形労働時間制とは

労使協定を締結することにより、1箇月を超える1年以内の一定の期間を平均し1週間の労働時間が40時間以下の範囲において、1日及び1週間の法定労働時間を超えて労働させることができる制度。

モデル工事の補正係数

経費	完全週休2日(土日)	月単位の週休2日
労務費	1.02	1.02
共通仮設費率	1.02	1.01
現場管理費率	1.03	1.02

※2 市場単価方式および土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上については、補正係数を乗じた単価を使用すること。

(実施方法)

第7条 現場着手前に、次に掲げるとおり対応するものとする。

(1) 受注者は、週休2日を前提とする施工計画書及び工程表を提出する。

(2) 受注者は、対象期間中、「モデル工事」であることをPRするための掲示を行うものとする。

2 対象期間中は、次に掲げるとおり対応するものとする。

(1) 受注者は、現場閉所を行う場合は、監督員に対し事前にその旨の連絡を行うものとする。

ただし、施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合や週間工程会議等により監督員が事前に把握している場合等は、この限りでない。

(2) 監督員は、現場閉所日に作業が生じるような指示は行わないとともに、受注者

からの協議等には迅速な対応に努める。

(3) 受注者は、週休2日の確保について、下請負人を指導する。

3 現場完成時には、次に掲げるとおり対応するものとする。

(1) 受注者は、現場完成日以降3日以内に、「現場閉所実績報告書(様式1)」を提出するとともに、作業日報や出勤簿等を提示し、現場閉所率の達成状況について発注者の確認を受ける。

(2) 発注者は、現場閉所率の達成状況に応じ、週休2日に係る経費について、必要となる変更契約を行う。

(工事成績評定における評価)

第8条 週休2日の達成状況にかかわらず、工事成績評定において特別な加減点は行わない。ただし、明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、休日の確保がされていないものとして評価する。

(その他)

第9条 その他必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和5年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。